

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月21日（平成29年（行情）諮問第494号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第505号）

事件名：東京労働局における業務量の調査等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「業務体制の構築・変更，各部署の人員配置数の決定・変更，組織・機構改正等に関して，業務量や作業量等の調査や検討等を行うと思いますが，その調査や検討等の内容がわかるもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月15日付け東労発総開第29-225号により東京労働局長（以下「東京労働局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

行政機関が定員数を決定するためには，各種方針や行政ニーズ，必要となる事務量等を検討し，局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。他行政機関に同文言で開示請求を行ったが，詳細に事務量等を計算して各部署職員の定員数を決定していることがわかる文書が開示されており，不開示となった案件はこれまでなかった。東京労働局においても特定すべき文書が存在すると思われる。

##### （2）意見書

常勤職員や非常勤職員の業務体制の構築・変更や人員数の配置等を意思決定するためには，行政ニーズ，利用者数等の把握や行政サービスを提供するために必要な業務量，事務量を調査・検討，計算し，省内や行政機関同士の調整が必要となります。厚生労働省本省が地方支分部局から情報提供を受けることなく，人員配置等に関する全ての情報を把握で

きるわけではなく、地方独自のニーズや地方自治体との政策協調、災害対応などに対応するため、地方支分部局から本省へ要求等を行う必要があります。また、厚生労働省の定員細則等の範囲内で、それぞれの地方支分部局で重点施策等に応じて人員配置の変更等を行うことがあります。それぞれの部署においても業務方針の変更や、システム導入に伴う人員異動など、定められた定員数の中で、人員数配置や業務体制等の変更が発生することも多いです。理由説明書（下記第3の3。以下同じ。）のなかにも「都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない」とあります。非常勤職員をどのように配置して業務成果を出すかなどは、厚生労働省が判断するものではなく、労働局で判断が行われています。業務体制の構築・変更や人員数の配置等に関する意思決定は、組織運営・業績等に大きな影響を与える意思決定であり、多額の予算措置が必要であることもあります。その主要な意思決定過程をなにも文書に残さないということは、通常の行政組織では考えられません。複数の地方支分部局に同文言の請求を行いました。が、「組織・定員要求に関する文書」、「新規事務量の積算」等が開示されており、不開示となった案件がありませんでした。また、都道府県労働局では、非常勤職員を採用する際には、「庁費支弁非常勤職員の任用に関する取扱い」等の要領があり、年間の採用計画等を立てることになっています。このような際に、なにも業務量や作業量等の検討をしていないことは考えられません。非常勤職員についても、1人で年間数百万円の支出になります。

別の観点から考えても文書が一つも存在しないとすれば不自然です。例えば、東京労働局のような大規模地方支分部局であると、常勤職員だけで、年間180億円を超える人件費が計上されます。非常勤職員に関しても多額の人件費（諸謝金）が計上されています。多額の人件費が計上されているということは、それだけの業務量等が必要ということで、計上されているのだと思います。（人件費は業務量×単価などで計算されます。）業務量の調査・検討・積算根拠等がないということはこの大きな金額の人件費の根拠もないと言わざるを得ません。大きな金額の根拠等がなければ、民主主義における健全な議論（費用対効果や何に重点的に税金を利用するかなど）の議論が出来なくなりますし、一部で不正等を行っていても（例えば本来20人しか必要でない部署で40人を配置するなど）、国民から指摘することができません。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月22日付けで、処分庁に対して、法3条の

規定に基づき、「業務体制の構築・変更、各部署の人員配置数の決定・変更、組織・機構改正等に関して、業務量や作業量等の調査や検討等を行うと思いますが、その調査や検討等の内容がわかるもの」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、平成29年9月15日付け東労発総開第29-225号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 都道府県労働局の定員及び組織について

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されるのみであることから、都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない。

ウ 都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織については、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）及び厚生労働省組織規則により定められている。

エ 都道府県労働局が分掌する事務は全国斉一的に実施する必要があるが、したがって、これらを実施する組織は厚生労働省本省において検討されるものであり、都道府県労働局ごとにその組織の在り方が検討されるものではない。

### (2) 原処分の妥当性について

都道府県労働局の定員及び組織については、上記(1)のとおりであり、都道府県労働局の組織は厚生労働省本省において決定されるものであり、また、各部署に配置する人員に上限等は設けられていないことか

ら、請求者が求める行政文書が存在しないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

このため、処分庁において、開示請求対象行政文書が存在しないとしても何ら問題なく、当該文書が存在しないとした原処分は妥当である。

#### 4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「必要となる事務量等を検討し、局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。」として「処分庁においても特定すべき文書が存在すると思われる。」と求めているが、本件対象文書については、上記3(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月5日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月8日 審議
- ⑤ 平成31年3月19日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、処分庁において特定すべき文書が存在すると思われるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局並びに都道府県労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されるのみであることから、都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない。

ウ 都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織については、厚生労働省設置法及び厚生労働省組織規則により定められている。

エ 都道府県労働局が分掌する事務は全国斉一的に実施する必要があることから、都道府県労働局の業務体制（組織・機構）、各部署の人員配置数については、厚生労働省本省において検討されるものであり、都道府県労働局において、その組織の在り方が検討されるものではないため、都道府県労働局において、業務量や作業量等の調査や検討は行われていない。

したがって、東京労働局において、業務体制（組織・機構）、各部署の人員配置数に関して、業務量や作業量の調査や検討を行った際の文書は、作成も取得もしていないことから、これを保有していないとして不開示とした原処分は、妥当であると考えらる。

オ 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(2) 当審査会において行政機関の職員の定員等に関する法令について確認したところ、以下のとおりであった。

ア 行政機関の職員の定員に関する法律 2 条の規定により、内閣の機関、内閣府及び各省の定員は、それぞれ政令で定めることとされている。

イ 行政機関職員定員令 2 条 2 項の規定により、各省の本省及び各外局別の定員は、同令 1 条 1 項に規定する当該省の定員の範囲内において、それぞれ省令で定めることとされている。

ウ 厚生労働省定員規則 2 条の規定により、本省の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別の定員並びに中央労働委員会の内部部局の定員は、同規則 1 条に定める本省又は中央労働委員会の定員の範囲内において、厚生労働大臣が別に定めることとされている。

エ 厚生労働省定員細則の規定により、都道府県労働局の合計の定員は

定められているが、都道府県労働局ごとの定員は定められていない。オ 厚生労働省設置法 17 条により、地方支分部局として都道府県労働局を置くこととされ、同法 22 条及び 23 条により、都道府県労働局に労働基準監督署及び公共職業安定所を置くこととされている。また、厚生労働省組織規則 758 条ないし 794 条により、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に置かれる課又は室について規定されている。

- (3) 諮問庁から、東京労働局並びに同労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の人員配置に関する厚生労働省から東京労働局長宛での通知の提示を受けて確認したところ、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及び総計の区分ごとに、一般会計及び特別会計（労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定）ごとの配置人員数が記載されているが、東京労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった個別の組織ごとに配置される人員数は記載されていない。
- (4) 上記(2)及び(3)を踏まえると、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、東京労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

## (第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子